

## 議案第45号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

こども・健康部保険年金課

## 1 改正の趣旨

本議案は、令和7年度税制改正において国民健康保険に係る低所得者の保険税軽減措置が拡充され、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることから、本市においても同様の改正を行う。

## 2 主な改正内容

低所得者における保険税軽減の判定基準となる所得基準額を引き上げる措置で、被保険者数に乘すべき金額を5割軽減の対象となる被保険者については、29万5千円から30万5千円に引き上げ、2割軽減の対象となる被保険者については、54万5千円から56万円に引き上げるもの。

## 3 規定内容

	改正条文	軽減	改正前	改正後
1	第12条第1項 第2号	5割	世帯の所得合計が 43万円+ (29万5,000円×人数) 以下	世帯の所得合計が 43万円+ (30万5,000円×人数) 以下
2	第12条第1項 第3号	2割	世帯の所得合計が 43万円+ (54万5,000円×人数) 以下	世帯の所得合計が 43万円+ (56万円×人数) 以下

## 4 施行期日等

令和7年4月1日から施行

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

担当

こども・健康部保険年金課国民健康保険係  
電話463-0283